

# 出張 相談

1/29 (月)

9時30分～17時

2/9 (金)

9時30分～17時

中小企業事業主の  
みなさん  
ご存知ですか？

悩める経営者の  
チカラになります！



最低賃金  
ワンストップ  
無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが  
中小企業事業主の悩みについて  
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。  
ぜひ、ご相談ください。

徳島労働基準監督署において  
出張相談窓口を開きます

【お問い合わせ先】

徳島県最低賃金総合相談支援センター

〒770-0865

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 (KIZUNAプラザ2階)

電話番号：0120-967-951 (FAX：088-654-7780)

ホームページ：<http://www.sr-tokushima.or.jp/>